平成２６年（フ）第８４号
静岡県富士市中央町２丁目６番15号
債務者　髙田　正江
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　弘己
4　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６３号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目17番地の17　杉浦テラスハウス２号
債務者　金澤　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤裕二郎
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４１号
千葉県我孫子市湖北台７　80号棟509号室、住民票上の住所千葉県我孫子市湖北台７丁目19番80―509号
債務者　西山　秀幸
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長浜　有平
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２１６号
東京都板橋区高島平８丁目７―５―501
債務者　清川　真人
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　康浩
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１４号
東京都練馬区光が丘７丁目８―１―605
債務者　三文字　等
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９号
広島市安佐南区安東５丁目９番23号
債務者　城市　圭太
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５号
大分県別府市西野口町８番32号　藤野住宅１Ｆ
債務者　鎗丸　明晃
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　雅貴
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
沖縄県宜野湾市字宇地泊746番地１　201号
債務者　横田　明美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　篤史
4　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１３７号
和歌山市西庄242番地の17
債務者　トピー商事こと　橋本　博已
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重藤　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４２３号
広島県安芸郡海田町寺迫２丁目３番２号
債務者　瀬脇　隆裕
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
福島県郡山市富田町字西原63番地
債務者　増井　道夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
愛媛県松山市立花３丁目９番42号　ピアハウス立花203号
債務者　関谷　文代
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県田川郡香春町大字香春217番地１、前住所福岡県飯塚市柏の森110番地68
債務者　國武　義博
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１５８号
大分県別府市西野口町８番32号　藤野住宅１Ｆ
債務者　鎗丸　聡子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　雅貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係